租税特別措置等に係る政策の事前評価書

	位抗付別拍直寺にはる以来の争削計画音				
1	□ 政策評価の対象とした □ の名称	:政策 社会保険診療報酬に係る事業税非課税措置の存続 			
2	対象税目 ① 政策評				
	対象税	目			
	② 上記以	外の 個人事業税:外			
	税目				
3	要望区分等の別	【新設·拡充·延長】 【単独·主管·共管】			
4	内容	《現行制度の概要》			
		社会保険診療は、国民に必要な医療を提供するという極めて高い公共			
		性を有するものであることを踏まえ、社会保険診療報酬に係る事業税			
		を非課税とする。			
		《要望の内容》			
		社会保険診療報酬に係る事業税の非課税措置を存続する。			
		《関係条項》			
		地方税法第 72 条の 23			
		地方税法第 72 条の 49 の 12			
5	担当部局	厚生労働省医政局総務課、医薬・生活衛生局総務課			
6	評価実施時期及び分	析対 評価実施時期:令和7年8月			
	象期間	分析対象期間: 平成 29~令和 12 年度			
7	創設年度及び改正経	韓 昭和 27 年度創設			
		毎年要望の結果、存続			
8	適用又は延長期間	恒久措置			
9	必要性 ① 政策目				
	等びその				
		より、必要なときに迅速に必要な医療を受けられるフリーアクセスの考			
		え方のもとで国民に必要な医療を提供し、地域の医療提供体制の整備・拡充を図る。			
		(政策目的の根拠)			
		共団体の青務として「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の			
		確保を図る」ことが規定されている。			
		(医療法第1条の3) 国及び地方公共団体は、前条に規定する理念			
		に基づき、国民に対し、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制			
		が確保されるよう努めなければならない。			
	② 政策体				
	おける				
	目的の				
	付け	すること 佐 笠 日 煙1 _ 1 ・ 地域医療機想の推進等を通じ、新興成熟症等を			
		施 策 目 標1-1 地域医療構想の推進等を通じ、新興感染症等への対応も含めた質の高い効率的な医療提供体			
		の対応も3めた貝の高い効率的な医療提供体 制を整備するとともに、在宅医療・介護連携を図			
		り、地域包括ケアシステムを構築すること			
		ハ心物に用ノノノハノーと時末すること			

	1						
		3	租税特別措 置等により 達成しようと する目標	事後評価の実施が見込まれる5年後時点において、地域における医療提供体制を維持する。(測定指標は医療機関数の推移による)			
		4	政策目的に 対する租税 特別措置等 の達成目標 実現による 寄与	地域における医療提供体制が維持される。			
10	有効性	1	適用数	令和 12 年度 117,615 件/年			
	等			令和 11 年度 118,842 件/年			
				令和 10 年度 120,087 件/年			
				令和9年度 121,347 件/年			
				令和8年度 122,624 件/年			
				令和7年度 123,916 件/年			
				令和6年度 125,225 件/年			
	! !			令和5年度 126,074 件/年			
				令和4年度 131,764 件/年 令和3年度 130,002 件/年			
				〒和3年度 130,002 件/ 年			
				行机之平度			
				平成 30 年度 135,189 件/年			
				平成 29 年度 135,036 件/年			
				【算定根拠】			
				医療経済実態調査及び医療施設調査より推計			
				※令和5年以降は平成 29 年~令和4年のそれぞれの値からFOREC			
	<u>.</u>			AST. LINEAR関数による推計			
		2	適用額	令和 12 年度 課税標準額 2,812,053 百万円			
				(個人事業税 1,134,941 百万円)			
				(法人事業税 1,677,112 百万円)			
				令和 11 年度 課税標準額 2,719,410 百万円			
				(個人事業税 1,141,358 百万円) (計人事業税 1,570,052 五万円)			
				(法人事業税 1,578,052 百万円) 令和 10 年度 課税標準額 2,626,767 百万円			
				(個人事業税 1,147,775 百万円)			
				(法人事業税 1,478,992 百万円)			
				令和9年度 課税標準額 2,534,124 百万円			
				(個人事業税 1,154,192 百万円)			
				(法人事業税 1,379,932 百万円)			
				令和8年度 課税標準額 2,441,482 百万円			
				(個人事業税 1,160,610 百万円)			
				(法人事業税 1,280,872 百万円)			
	!			令和7年度 課税標準額 2,348,839 百万円			
				(個人事業税 1,167,027 百万円) (法人事業税 1,181,812 百万円)			
				〜 (法人事来代 1,181,812 日万円) 令和6年度 課税標準額 2,256,196 百万円			
				(個人事業税 1,173,444 百万円)			
				(法人事業税 1,082,752 百万円)			

令和5年度 課税標準額 2,183,442 百万円 (個人事業税 1,261,671 百万円) (法人事業税 921,771 百万円) 課税標準額 2,370,765 百万円 令和4年度 (個人事業税 1,213,841 百万円) (法人事業税 1,156,924 百万円) 課税標準額 1,765,520 百万円 令和3年度 (個人事業税 1,056,023 百万円) (法人事業税 709.497 百万円) 令和2年度 課税標準額 1.646.997 百万円 (個人事業税 1,172,557 百万円) (法人事業税 474,440 百万円) 令和元年度 課税標準額 1,734,126 百万円 (個人事業税 1,196,416 百万円) (法人事業税 537,710 百万円) 平成 30 年度 課税標準額 1,766,308 百万円 (個人事業税 1,227,843 百万円) (法人事業税 538,465 百万円) 平成 29 年度 課税標準額 1,732,211 百万円 (個人事業税 1,265,431 百万円) (法人事業税 466,780 百万円) 【算定根拠】 地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書(令 和3~5年度:第217回国会提出、令和2年度:第213回国会提出、 令和元年度:第211回国会提出、平成30年度:第208回国会提出、 平成 29 年度:第 201 回国会提出)参照 ※令和6年以降は平成29年~令和5年のそれぞれの値からFOREC AST. LINEAR関数による推計 ③ 減収額 ※課税標準額は上記②より記載 (実際には所得区分毎や都道府県毎に超過税率等異なるが、年800 万超の標準税率 4.6%で算出した減収額を概算値として記載) 令和 12 年度 2.812.053 百万円×4.6%=129.354 百万円 (個人事業税 1,134,941 百万円×4.6%=52,207 百万円) (法人事業税 1,677,112 百万円×4.6%=77,147 百万円) 令和 11 年度 2,719,410 百万円×4.6%=125,093 百万円 (個人事業税 1,141,358 百万円×4.6%=52,502 百万円) (法人事業税 1,578,052 百万円×4.6%=72,590 百万円) 令和 10 年度 2,626,767 百万円×4.6%=120,831 百万円 (個人事業税 1,147,775 百万円×4.6%=52,798 百万円) (法人事業税 1,478,992 百万円×4.6%=68,034 百万円) 令和9年度 2.534,124 百万円×4.6%=116,570 百万円 (個人事業税 1,154,192 百万円×4.6%=53,093 百万円) (法人事業税 1,379,932 百万円×4.6%=63,477 百万円) 令和8年度 2,441,482 百万円×4.6%=112,308 百万円 (個人事業税 1,160,610 百万円×4.6%=53,388 百万円) (法人事業税 1,280,872 百万円×4.6%=58,920 百万円) 令和7年度 2,348,839 百万円×4.6%=108,047 百万円 (個人事業税 1.167.027 百万円×4.6%=53.683 百万円) (法人事業税 1,181,812 百万円×4.6%=54,363 百万円) 令和6年度 2,256,196 百万円×4.6%=103,785 百万円 (個人事業税 1,173,444 百万円×4.6%=53,978 百万円) (法人事業税 1,082,752 百万円×4.6%=49,807 百万円)

令和5年度 2.183,442 百万円×4.6%=100,438 百万円

(個人事業税 1,261,671 百万円×4.6%=58,037 百万円) (法人事業税 921,771 百万円×4.6%=42,401 百万円) 2,370,765 百万円×4.6%=109,055 百万円 令和4年度 (個人事業税 1,213,841 百万円×4.6%=55,837 百万円) (法人事業税 1,156,924 百万円×4.6%=53,219 百万円) 令和3年度 1,765,520 百万円×4.6%=81,214 百万円 (個人事業税 1,056,023 百万円×4.6%=48,577 百万円) (法人事業税 709,497 百万円×4.6%=32,637 百万円) 1,646,997 百万円×4.6%=75,762 百万円 令和2年度 (個人事業税 1,172,557 百万円×4.6%=53,938 百万円) (法人事業税 474,440 百万円×4.6%=21,824 百万円) 令和元年度 1.734.126 百万円×4.6%=79.770 百万円 (個人事業税 1,196,416 百万円×4.6%=55,035 百万円) (法人事業税 537.710 百万円×4.6%=24.735 百万円) 平成 30 年度 1,766,308 百万円×4.6%=81,250 百万円 (個人事業税 1,227,843 百万円×4.6%=56,481 百万円) 538,465 百万円×4.6%=24,769 百万円) (法人事業税 平成 29 年度 1,732,211 百万円×4.6%=79,682 百万円 (個人事業税 1,265,431 百万円×4.6%=58,210 百万円) (法人事業税 466.780 百万円×4.6%=21.472 百万円)

【算定根拠】

地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書(令和3~5年度:第217回国会提出、令和2年度:第213回国会提出、令和元年度:第211回国会提出、平成30年度:第208回国会提出、平成29年度:第201回国会提出)参照

※令和6年以降は平成 29 年~令和5年のそれぞれの値からFOREC AST. LINEAR関数による推計

④ 効果

《政策目的(9①)の達成状況及び租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)の実現状況》

地域における医療提供体制が維持されている。

	H29	H 30	R1	R 2	R 3
医療機関数	178,492	179,090	179,416	178,724	180,396
	R 4	R 5			
医療機関数	181,093	179,834			

【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】 医療施設調査(各年 10 月 1 日現在)

《租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)に対する租税特別措置等の直接的効果》

本措置の適用により、平成 29 年度以降、医療機関数は横ばいで推移 しており、地域における医療提供体制が維持されている。

	H29	H30	R 1	R 2	R 3
医療機関数	178,492	179,090	179,416	178,724	180,396
	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
医療機関数	181,093	179,834	180,865	181,187	181,509
	R 9	R 10	R 11	R 12	
医療機関数	181,831	182,153	182,475	182,796	_

			【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】 医療施設調査(各年 10 月 1 日現在) ※令和6年以降は平成 29 年~令和5年の値からFORECAST. LIN EAR関数による推計 《適用数(10①)が僅少等である場合の原因・有効性の説明》 -
		⑤ 税収減を是 認する理由 等	労働集約型で人件費の負担が大きいという経営上の制約の中で、地域における良質かつ必要な医療提供体制を確保していくためには、極めて高い公共性を有する医療について、本措置による下支えが有効である。なお、平成29年度以降、一定数の医療機関数が維持されており、地域における良質かつ適切な医療提供体制の維持に資するものとなっている。
11	相当性	① 租税特別措 置等による べき妥当性 等	労働集約型で人件費の負担が大きいという経営上の制約の中、少子高齢化の進展、医療技術の進歩、医療に対する国民の高い要求水準など国民の意識の変化や、昨今の医師不足や救急医療に対する不安など、医療を取り巻く環境の変化に適切に対応しつつ、極めて高い公共性を有する社会保険診療の提供体制を確保していくためには、補助金等と比べて、より広範に制度を利用する機会を与えることが可能となる本措置による下支えが必要である。
		② 他の支援措 置や義務付 け等との役 割分担	「医療法人の社会保険診療報酬以外部分に係る軽減措置」では、医療提供体制の中核を担う医療法人の経営基盤の強化に資するよう下支えを行っている。 なお、同様の政策目的に係る租税特別措置等以外の他の支援措置や 義務付け等は存在しない。
		③ 地方公共団 体が協力す る相当性	_
12	:有識者の見解 :		
13	前回の事前評価又は事後 評価の実施時期		令和6年8月(厚労 05)